

市民後見推進事業の概要

市区町名	名古屋市
------	------

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：名古屋市市民後見推進事業</p>
事業内容	<p><市民後見人の活用等のための地域の実態把握></p> <p>日常生活自立支援事業契約者のうち平成 23 年度における調査で成年後見制度への移行を要するとされた者に関する現状把握のための調査を実施。</p> <p><市民後見推進のための検討会等の実施></p> <p>学識経験者や専門職、福祉関係者などにより構成される「市民後見推進のための検討会」を 4 回開催し、検討結果を取りまとめた報告書を作成。</p> <p>○検討委員 学識経験者、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、福祉関係者（高齢、障害）、名古屋市職員等</p> <p>○検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の活動を支える監督・支援のあり方について ・ 市民後見人候補者バンク登録者の受任待機期間長期化等への対応策について ・ その他市民後見人の活動推進に関する事項
事業スケジュール (予定を含む)	<p>26年 8月27日 神戸市成年後見支援センター視察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人活動に対する監督・支援について ・ 市民後見人の受任調整について <p>9月18日 第1回検討委員会開催</p> <p>11月20日 第2回検討委員会開催</p> <p>12月 4日 第3回検討委員会開催</p> <p>27年 1月15日 第4回検討委員会開催</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	名古屋市
------	------

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉協議会 名古屋市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：名古屋市市民後見推進事業</p>
事業内容	<p><市民後見人による支援を必要とする成年後見制度未利用者に対する個別支援></p> <p>障害者・高齢者権利擁護センターをはじめとする関係機関と連携しながら、市民後見人による支援が必要な事案について、成年後見制度の導入に向けた個別支援を実施。</p> <p><市民や専門職に対する広報啓発></p> <p>成年後見制度や市民後見人の活動について、「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」を使用して、市民や介護事業者などの専門職に対して出前講座、出前相談により広報啓発を実施。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p><個別支援></p> <p>随時実施</p> <p><広報啓発></p> <p>団体や施設、家族会等が開催する研修会、勉強会、サロン等において実施</p> <p>26年4月～27年3月：計30回</p> <p>参加人数：延1,516人</p>
備考	

支援者のための

成年後見制度 活用ハンドブック

～ ひろげよう! 市民後見 ～



名古屋市

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

はじめに

平成12年に新たな成年後見制度(以下「成年後見」という。)が施行されて、今年で14年が経ちました。平成24年の成年後見の申立件数は、全国で34,689件で、平成24年12月末時点での成年後見の利用者は、16万人余とされています。

厚生労働省では平成25年6月に全国で認知症高齢者は、462万人と発表しました。認知症予備軍とされる軽度認知障害(MCI)を含めると800万人を超え、その他、知的障害者、精神障害者をあわせると判断能力が十分でない方がさらに多くなりますが、このような成年後見を必要とする方々の制度利用は、まだまだ進んでいないという状況があります。

判断能力が十分でない方の権利を擁護し、支援する方を成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)と呼びます。これまではその役割を親族の方が多く担ってきましたが、平成24年に、初めて親族以外の第三者後見人等が50%を超えて親族後見人等を上回りました。

これらのことから成年後見の利用を普及していくには、

- ① 今後もますます増加していくと思われる第三者後見人の担い手を確保していく。
- ② より多くの市民に、分かりやすく成年後見について伝えていく仕組みをつくる。

ということが必要となってくると考えられます。

このような状況の中、現在、名古屋市では市民による後見の推進を図っているところですが、市民後見人は決して第三者後見人の担い手不足を補うためのものではありません。成年後見の事案の中には、遺産分割協議等の法的な専門知識が必要な事案ばかりでなく、見守りを中心とした成年後見人の活動で対応できる事案もあります。そのような事案に対しては、市民による積極的な社会貢献という視点と日常生活の延長線上にある見守りを『市民』という特性を生かして積極的に担っていくという2つの視点で、市民後見人が活動をしています。

また、成年後見を普及していくためには、判断能力が十分でない方々を日ごろから支援し、支えている福祉従事者や行政関係者(以下「支援者」という。)によるニーズの的確な把握が必要となります。そのためには、支援者の方々が成年後見を理解し、相談を受けた場合やその利用の必要性を感じた場合などに、どのように実務に取り組めばよいかを分かりやすく解説したものが必要となってきます。

そこで「市民後見推進検討会」を設置し、実務上の課題等を検討しハンドブックを作成しました。市民後見人を始め専門職後見人などの活動事例を通して、成年後見の理解を深めていただくとともに、支援者の方々が成年後見につなぐ際のガイドラインと流れ、またそれぞれの段階における支援方法等を提示しました。

ハンドブックが、支援者の皆さまにとって、成年後見の必要性を確認され、どのように支援をすればよいかの道しるべとなり、更には成年後見制度の普及に寄与することができれば幸いです。

最後に、ハンドブックの作成にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました金城学院大学朝倉美江先生、愛知県弁護士会の矢野和雄先生始め「市民後見推進検討会」の委員の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成26年4月

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

成年後見制度活用ハンドブック

I 成年後見制度活用検討ガイドライン

- 成年後見制度活用検討ガイドラインの活用方法1
- 成年後見制度活用検討フローチャート2
- 成年後見制度活用検討ガイドライン3
- 成年後見にかかる調査票5

II 成年後見制度の概要

- 1 成年後見制度の概要7
- 2 成年後見人等の具体的な職務内容12
- 3 法定後見制度の申立て手続きの流れ13
- 4 任意後見制度の手続きの流れ15
- 5 申立てに必要な書類一覧17
- 6 成年後見制度にかかる費用19

III 市民後見人とは

- 市民後見人とは、養成の流れ22
- 市民後見人の受任事案の想定、支援・監督23
- 市民後見人の活動・声24
- (参考) 専門職が選任された事例26

IV 参考資料

- 成年後見制度に関する相談・問合せ28
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要34

I

成年後見制度 活用検討 ガイドライン

成年後見制度活用検討ガイドラインの活用方法

成年後見制度活用検討フローチャート

成年後見制度活用検討ガイドライン

成年後見にかかる調査票

ガイドラインの活用方法について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害にあり
可能性が常にあります。

支援者であるあなたが、今支援している方の権利を守るための一つの方法として成年
後見制度があります。

必要なときに、必要な制度に結びつけることができるよう、適切な成年後見制度の活
用をお考えください。

1 成年後見制度活用検討フローチャート

- 支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合、どのよ
うな流れで成年後見制度活用を検討すべきか示しています。
- ガイドラインや調査票を用いながら、検討を進めます。



2 成年後見制度活用検討ガイドライン

- 契約行為・財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に、日常生活自
立支援事業の利用を検討することができます。
- ガイドラインでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について比較
検討できるように作成されています。「ガイドライン使用時の留意事項」(4頁)を参
考にしなが、ご使用ください。

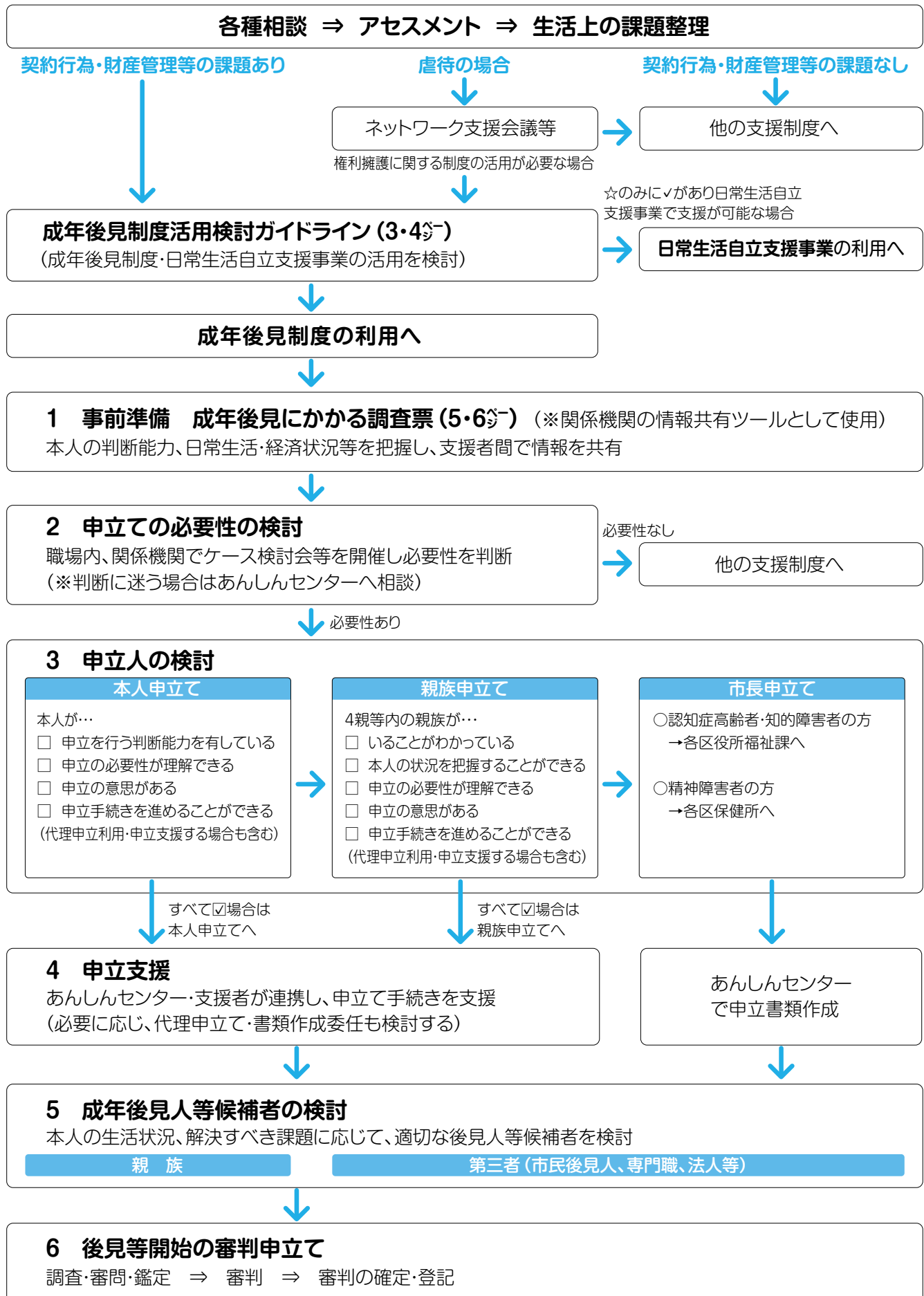


3 成年後見制度にかかる調査票

- 具体的に成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は、5・6頁の**成年後見にか
かる調査票**を作成し、職場内・関係機関で情報共有を行います。
- 市長申立ての検討が必要であれば、区役所・保健所等への情報提供を行う場合にも有
効活用できます。

ハンドブックでは13頁から法定後見制度及び任意後見制度の申立て手続きの流れについて説明しています。
支援者が申立て手続きについて、どのような支援が可能か示していますので、各ページの【支援方法】を参考に
してください。

成年後見制度活用検討フローチャート



成年後見制度活用検討ガイドライン

※名古屋市成年後見あんしんセンターホームページからダウンロードすることができます

平成 年 月 日

【利用者名】

【記入者名】

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。

☑が1つでもある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

1. 判断能力

① 何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。(補助相当)	☆
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。(保佐相当)	☆
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護を必要とする。知的障害の場合は手帳 1,2 度、又はA。(後見相当)	□

2. 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要。	☆
④ 生命保険などの請求の手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続きが必要。	□

3. 身上監護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

特記事項

--



成年後見制度活用検討ガイドライン使用時の留意事項

ガイドラインの視点

- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、またいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

1. **判断能力** … 日常生活自立支援事業の契約については、(1)契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど）、(2)本人の利用意向、(3)契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。
2. **財産管理** … 日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。ガイドライン上でない項目については、管轄の「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター」（28☎参照）で個別にご確認ください。
3. **身上監護** … 日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援することは可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

成年後見にかかる調査票

※名古屋市成年後見あんしんセンターホームページからダウンロードすることができます

記入年月日	年 月 日 ()	所属名	
記入者		TEL	

相談者	本人との続柄		
	TEL		
フリガナ		生年月日	M・T・S・H 年 月 日 () 歳
氏名	(男・女)		
住所 (住民票上)	区 電話(自宅等)	(携帯等)	
居住地 (現住所)	区 電話(自宅等)	(携帯等)	
障害と その程度	1 高齢者 [A.未申請 B.申請中 C.認定済 [a.要支援 () b.要介護 ()] 2 知的障害者 [愛護手帳 A.あり () 度 B.なし] 3 精神障害者 [保健福祉手帳 A.あり () 級 B.なし] (自立支援医療の利用 A.あり B.なし) 4 身体障害者 [身体障害者手帳 A.あり () 種 () 級 B.なし] 障害名 ()		
財産状況	収入総額 月 () 円	支出総額 月 () 円	資産
	1 年金 円	1 家賃 円	預金 () 円
	2 生活保護 円	2 福祉サービス利用料 円	負債 () 円
	3 賃金 円	3 生活費(食費等) 円	不動産 あり・なし
	4 その他 () 円	4 その他 () 円	()
支援が必要な 状況・経緯	1 財産管理 2 身上監護 3 虐待及び権利侵害 4 その他 (具体的な事情)		
成年後見の利用に 関する本人の意向			
本人健康 情報	健康状態	病 気 (あり ・ なし) ありの場合、病気の症状 ()	
		既往歴 (あり ・ なし) ありの場合、病名 ()	
		かかりつけ医 (あり ・ なし) ありの場合、病院名 () 成年後見申立の診断書作成依頼 (可 ・ 不可 ・ 要調整)	
	ADL	(心身の状況)	
		(日常生活の状況)	
【障害高齢者の日常生活自立度】		自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2	
【認知症高齢者の日常生活自立度】	自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M		
【障害程度区分】	非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6		
福祉・介護サービス 利用状況			
日常生活自立支援 事業の利用	1 利用していない 2 申込み中 3 利用している (平成 年 月ごろから) → サービス内容 (金銭管理 ・ 財産保全)		



本人の能力 ※家裁申立書類 より抜粋	※あてはまるものに○、あてはまらないものに×、その時々で違う場合は△をつけてください。					
	() 氏名を答えられる	() 年齢を正確に答えられる	() 今日の日付を答えられる	() 今何時か(時計)がわかる	() 今日どこに居るかがわかる	() 直近の食事内容を答えられる
家族情報	() 家族と他人との区別がつく	() 排泄が自力でできる	() 入浴が自力でできる	() 一人で買い物ができる	() 火の後始末ができる	() 食事の用意ができる
	() 簡単な足し算・引き算ができる	() 部屋の後片づけができる				
	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
			あり・なし	あり・なし		
緊急連絡先 (氏名		続柄)		
(TEL		携帯)		
(住所)				
本人と家族 の人間関係						
キーパーソン 氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者 (氏名: 年齢: 続柄:)					
	申立人(4親等内親族) あり・なし (氏名: 年齢: 続柄:)					
	望ましい成年後見人候補者 (氏名: 年齢: 続柄:)					
後見の種類 及び内容等	A 親族 B 市民後見人 C 弁護士 D 司法書士 E 社会福祉士 F その他()					
	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 (必要と見込まれるものにレ点)					
	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 預貯金の払出し、解約 <input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> 施設入所、病院入院の契約締結		<input type="checkbox"/> 裁判所の手続き <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取消し <input type="checkbox"/> 不動産処分 <input type="checkbox"/> その他 ()			
特記事項						

ケース会議等 (年 月 日開催)		
(参加メンバー)		
(検討内容)		
(処遇方向)		
成年後見の 必要性の有無	1 あり	2 なし
今後の対応	1 市長申立てを依頼 2 親族申立てを勧奨	3 他制度・サービスの利用 4 その他 ()

II

成年後見制度の 概要

1 成年後見制度の概要

2 成年後見人等の具体的な職務内容

3 法定後見制度の申立て手続きの流れ

4 任意後見制度の手続きの流れ

5 申立てに必要な書類一覧

6 成年後見制度にかかる費用

1 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度を活用した事例

認知症の方

- 認知症があるAさんは、銀行でのATMの操作もできなくなってしまいました。姪がAさんに頼まれて窓口で手続きをしようとしたのですが「本人以外は手続きできない」と断られてしまいました。その後、成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が本人に代わって、銀行での手続きができるようになりました。
- 認知症のあるBさんは、自宅での生活が困難になったため、ケアマネジャーが施設入所をすすめていました。しかし、入所には契約が必要です。成年後見制度を利用し後見人が選任されたことで、後見人が入所契約をし、施設で安定した生活ができるようになりました。

銀行の手続きが
できない!

契約が理解
できない!

知的障害の方

- 知的障害があるCさんは、両親と暮らしていましたが、父親は数年前に他界。母親も高齢になり、本人の金銭管理や契約を代理するなどの支援が困難になってきました。母の入院を機に、成年後見制度の申立てを行い成年後見人が選任され、母親も治療に専念することができ、本人も安定して生活することができるようになりました。
- 軽度の知的障害があるDさんは、夫が急死し相続手続きが必要になりましたが、自分一人では手続きができませんでした。成年後見制度を利用し補助人が選任され、相続手続きを行うことができました。また、その後の生活費の管理も適切に行われています。

頼れる親族が
いない!

相続手続きが
心配!

精神障害の方

- 精神障害があるEさんは、高額な布団の購入を強引にすすめられ契約してしまい、たびたび訪問販売の被害に遭っていました。しかし、成年後見制度を利用し保佐人が選任されることで、クーリングオフの期間を過ぎても契約を解除することができ、その後被害に遭うことはなくなりました。

消費者トラブルが
怖い!

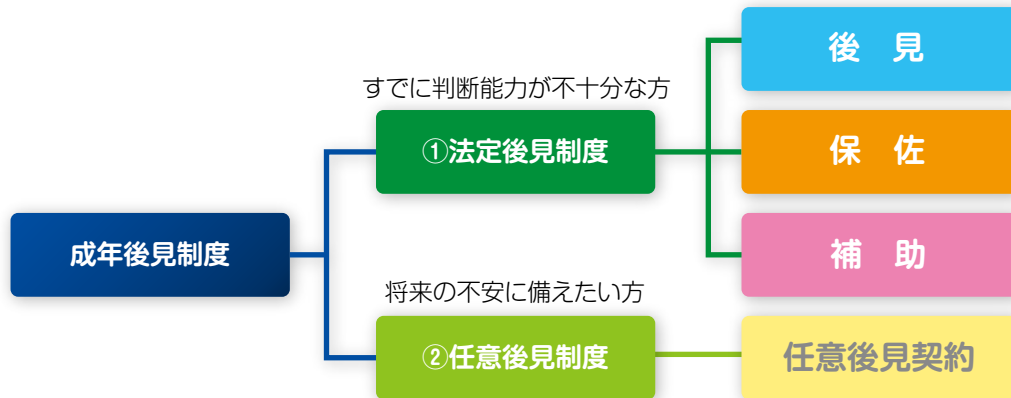


成年後見制度の概要

成年後見制度は、2つの制度から成り立っています。

“①法定後見制度”は、すでに判断能力が十分でない人を保護、支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

“②任意後見制度”は、現在、判断能力がある人が、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



	①法定後見制度	②任意後見制度
対象	現在、認知症、知的・精神障害などにより、 判断能力が十分でない方 が対象となる制度です。	老後や将来の設計が出来るほど、 判断能力が十分ある方 が対象となる制度です。
手続き	手続きは、申立人（本人や親族など）が 家庭裁判所 に申立てを行います。	手続きは、本人が 公証役場 で公正証書を作成します。
後見人	法定後見人は、家庭裁判所が決定します。 申立人は、法定後見人候補者の希望を出すことができます。	任意後見人候補者は、本人が決めます。 本人の判断能力が低下し、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の仕事が始まります。
内容	法定後見人は、判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に区分され、これに応じて仕事や権限の範囲も違います。	任意後見人の仕事内容は、任意後見契約時に、本人が公正証書に定めた内容になります。 （※取消権はありません。）
監督	法定後見人は、原則、 家庭裁判所 の監督を受けます。法定後見人は定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	任意後見人は、定期的に家庭裁判所が選任した 任意後見監督人（弁護士や司法書士など） の監督を受けます。

✓ 申立て前の確認事項

- ①成年後見制度は**精神上の障害がある方が対象**です。（本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません）
- ②手続きにはある程度の**時間がかかります**。（問題がなければおおむね2～3か月）
- ③法定後見人は、最終的に家庭裁判所がふさわしい人を選任するため、**申立人が希望する人が選任されるとは限りません**。
- ④本人の預貯金等の財産の内容によっては裁判所から**後見制度支援信託**（11頁参照）の利用について検討を求められる場合があります。
- ⑤成年後見人等の責任は、**判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます**。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- ⑥**いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません**のでご注意ください。

確認してください!



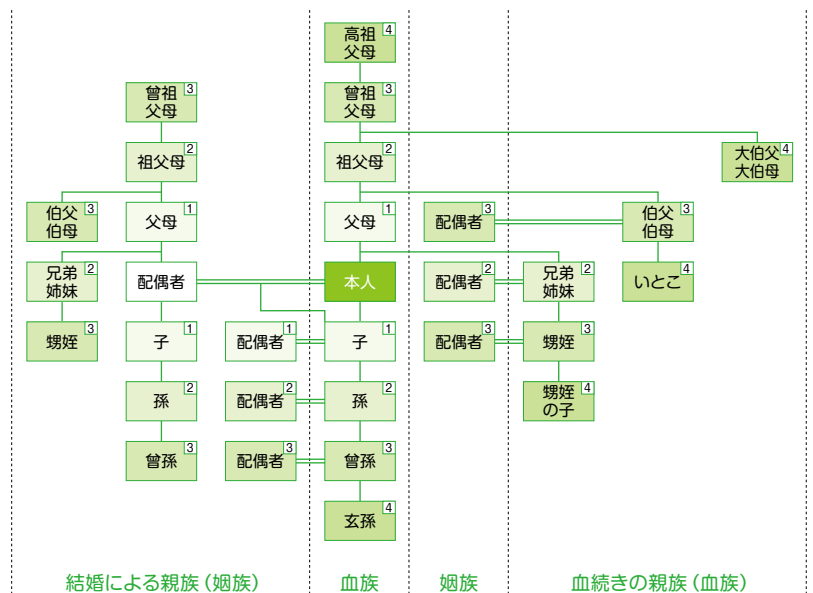
法定後見制度の内容

法定後見制度は判断能力の程度により、“後見”、“保佐”、“補助”の3つの類型に分類されています。

その類型ごとに成年後見人等の仕事や権限（代理権・同意権・取消権）の範囲、手続きにおける本人の同意の要否は異なります。

		後見	保佐	補助
要件	対象となる方	判断能力がまったくない方 (例) 日常的な買物も自分ではできない。	判断能力が著しく不十分な方 (例) 日常的な買物はできるが、重要な財産行為はできない。	判断能力が不十分な方 (例) 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要がある。
開始の手続	申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など 市町村長 (老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2)		
	本人の同意	不 要		必 要
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為	申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	不 要	必 要	
同意権	付与の対象	—	民法13条1項所定の行為、申立ての範囲内で与えられた法律行為	民法13条1項の範囲内であり、かつ申立ての範囲内で与えられた法律行為
	本人の同意	—	不 要	必 要
取消権	付与の対象	成年被後見人の行った法律行為全般 (日常生活に関する行為は除く)	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為	同意を得なければならない行為について、同意を得ずに行った行為
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人
制度利用した場合の資格などの制限		印鑑登録の抹消、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う など	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う など	—

■ 4親等内親族の図 ※「親族」とは6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。



【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 など

【申立てをするところ】

本人が実際に住んでいるところ (住民票上の住所ではありません) を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

【手続きの流れ】

13頁参照



チェック!!

代理権

代理権とは、本人に代わって契約等の法律行為を行う権限です。保佐・補助の場合は、与えられた代理権の範囲で行うことができます。

本人に契約能力がなくても、本人に代わって施設などと入所契約を結んだり、入所費用の支払いをしたり、他の相続人と遺産分割協議をしたり、不動産を売却したりすることです。

同意権・取消権

同意権は、本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか確認し、問題がない場合に同意する権限です。

取消権は、そのような同意を受けずに、被保佐人や被補助人が不利益な契約を行った場合、取り消す権限です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せません。

民法13条1項の行為

- 1 貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること
- 2 金銭を借り入れたり、保証人になること
- 3 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること
- 4 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること
- 5 贈与すること、和解・仲裁合意をすること
- 6 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること
- 7 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件が付いた贈与や遺贈を受けること
- 8 新築・改築・増築や大修繕をすること
- 9 一定の期間を超える賃貸借契約をすること

成年後見人等の権限

…必ず与えられる権限

…申立てにより与えられる権限

〔代理権〕

後見人 全ての法律行為

保佐人 補助人
★本人同意が必要
申立ての範囲内で与えられた法律行為

〔同意権〕

保佐人 民法13条1項の行為

補助人 ★本人同意が必要
民法13条1項の範囲内であり、かつ
申立ての範囲内で与えられた法律行為

保佐人 申立ての範囲内で与えられた法律行為
(民法13条1項以外の行為)

成年被後見人等本人による取引の取り消し

本人が行った行為を取り消した場合、初めから無効であったものとみなされます。通常、何らかの行為を取り消した場合は、契約の当事者双方に「元の状態に戻す(原状回復)義務」が発生します。

たとえば、被後見人等が金銭を受領していた場合には、相手側に返還しなければなりません。しかし、その範囲は全額ではなく、取り消した時点で残っていた金額(現に利益を受けている限度)で返還すればよいと定めています。ただし、本人が被後見人等ではないと嘘をついて行った行為は取り消すことができません。

取消権の行使は、相手方に対する意思表示によって行います。方法は特に定められておらず、口頭でも可能ですが、きちんと取り消しの意思が相手に届かなければ効力を生じませんので、内容証明郵便(場合によっては普通郵便との併用)に配達証明をつけて行うのが一般的です。

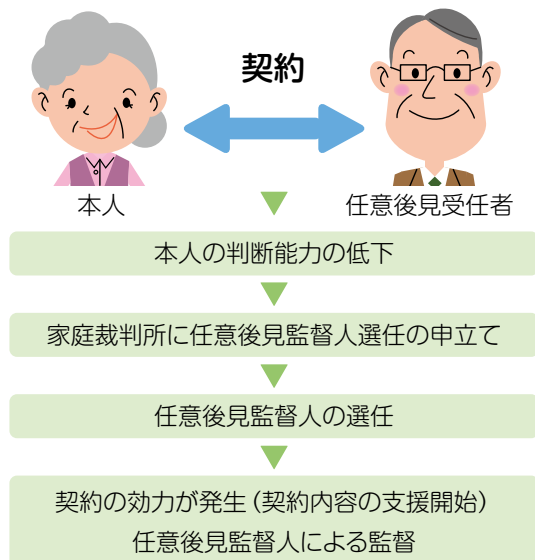
取消権は、追認をすることができる時から5年、行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅します。

任意後見制度の内容

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

任意後見契約は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて効力が生じます。

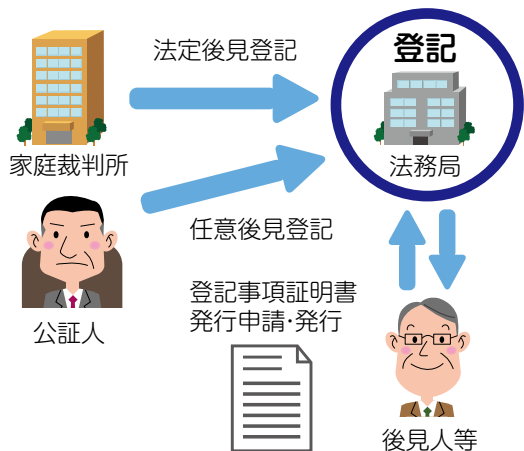
【手続きの流れ】 15頁参照



成年後見登記制度

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムにより法務局で登記し、登記官が「登記事項証明書」を発行し情報を適正に開示することによって、判断能力が十分でない方との取引の安全を確保するための制度です。以前は「禁治産」及び「準禁治産」の宣告を受けた方は戸籍に記載されていましたが、プライバシーの保護や成年後見制度の使い勝手を考慮して成年後見登記制度が新たにつくられました。

本人や成年後見人等から請求があれば法務局から「登記事項証明書」が発行され、これを相手方に示すことによって安全で円滑な取引ができることになります。



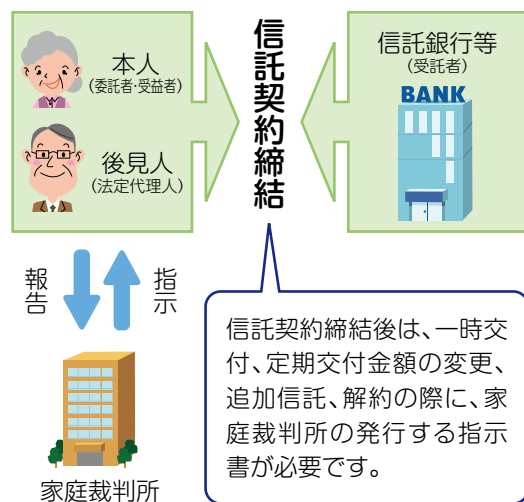
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託するしくみのことです。

対象は成年後見と未成年後見で、親族が後見人になる場合に限りませんが、全員が対象となるわけではなく、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合は、弁護士等の専門職を後見人に選任します。

弁護士等の専門職後見人は、信託契約を結ぶかどうかを検討し、信託契約締結後に専門職後見人は辞任し、親族後見人に引き継ぐことになります。

信託契約締結後に多額の支出が必要となった場合などは、家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書を提出し、問題がない場合は指示書が発行され払戻しができるようになります。



2 成年後見人等の具体的な職務内容

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

1 財産管理

【成年後見人等ができること】

- 預貯金通帳、印鑑の管理
- 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受取り、公共料金・税金の支払いなど）
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消し
など

【成年後見人等ができないこと】

- 利殖等を目的とした資産運用
- 財産の贈与
- 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった本人の利益にならない費用の支払い
- 本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- 日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権、取消権の行使
など

★成年後見人等として注意すべきこと

- 居住用不動産を処分する場合（売却、賃貸借契約の解除など）は、家庭裁判所の許可が必要です。
- 成年後見人等と本人の利益が相反する場合には、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要です。

2 身上監護

【成年後見人等ができること】

- 日常生活の見守り
- 本人の住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 健康診断等の受診、治療・入院等に対する契約の締結、費用の支払い
- 福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- 教育・リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
など

【成年後見人等ができないこと】

- 買物・通院同行などの事実行為
- 医療行為に対する決定及び同意（生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをいい、与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など）
- 入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人
- 健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと
- 遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な行為
- 居住する場所の指定（居所指定権）
- 本人の死後の事務（葬儀・火埋葬・相続）
など

3 家庭裁判所への報告

成年後見人等は、家庭裁判所に財産管理及び身上監護の状況を報告し、必要な指示を受ける義務があります。

ご注意!! 成年後見人等は本人の財産を適切に管理しなければなりません。

- 成年後見人等は報酬付与の申立てを家庭裁判所にすることができますが、許可なしに本人の財産から報酬を受け取ることは認められていません。
- 成年後見人等が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人等を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事責任を問われたり、業務上横領罪などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

3 法定後見制度の申立て手続きの流れ

1 検討

●誰が申立てをするか検討します

【申立てをすることができる人】(99参照)

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 市町村長、検察官
- 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人 など

●後見人等候補者を検討します

【成年後見人等になれる人】

- 本人の親族
- 市民後見人
- 法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)
- 法人(社会福祉法人、NPO法人など) など

【成年後見人等になれる人】(欠格事由)

- 1 未成年者
- 2 成年後見人等を解任された人
- 3 破産者で復権していない人
- 4 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- 5 行方不明である人

※申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、家庭裁判所が適任者を選任します。

※後見人等候補者を複数選ぶことも可能です。

※後見人等候補者を紹介してもらうこともできます(289)。

※「申立て前の確認事項」(89)をよくお読みいただいたうえで検討ください。



支援方法

支援者

- 本人の支援に適切な候補者の検討・提案

あんしんセンター

- 各種専門職団体の連絡先を案内
- 本人・関係者面談のうえ、市民後見人の受任可否を確認

支援者とは、行政、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ケアマネジャー、相談支援専門員、各事業所職員など判断能力が十分でない方を支援している方を表しています。

2 申立て準備

●申立てに必要な書類を準備します

①申立書類の入手(手続き案内)

家庭裁判所後見センターで『手続き案内』(成年後見制度の説明)を受け、「成年後見申立てセット」(様式、記入例等)を取得します。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合、事前に電話予約が必要です(339)。

※本人の所在地の家庭裁判所に申立てをするため、管轄の家庭裁判所の様式をお取り寄せください。

※名古屋市成年後見あんしんセンターにおいてもご説明のうえ配布しています。

※名古屋家庭裁判所ホームページからダウンロードすることもできます。

②診断書の取得

「成年後見申立てセット」に入っている様式で、主治医に「お願い(主治医の先生へ)」とあわせて「診断書・診断書附票」の作成を依頼します。また、申立て後に精神鑑定が必要となった場合の鑑定の引受けの可否を「鑑定連絡票」に記入を依頼します。

【診断書作成費用】

3,000~5,000円程度(医療機関によって異なります)

※医師は精神科等専門医でなくても構いません。

※本人が知的障害者で名古屋市愛護手帳(判定1・2度)、愛知県療育手帳(判定A)の場合は、手帳のコピーの提出があれば診断書は不要です。



支援方法

支援者

- 申立てセットの入手方法を説明
- 医療機関に診断書作成の協力依頼
- 主治医に本人状況を情報提供
- 必要に応じ、受診や通院介助の調整

あんしんセンター

- 申立てセットの入手方法を説明
- 制度概要説明のうえ、申立てセットの配布
- 戸籍謄本・住民票、各種添付書類の取得方法、本人財産・収支の資料の確認方法等について説明

弁護士・司法書士

- 申立人から戸籍謄本・住民票等証明書取得を申立書類作成と同時に委任契約が可能





3 申立て

4 審問・調査・鑑定

③申立書の作成及び添付書類の準備

申立てに必要な書類一覧(17頁)を参照し、書類の準備をします。

※取り寄せた診断書の意見を参考に、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

※申立てに必要な費用は19頁参照

※原則として申立費用は申立人の負担です。申立費用を本人負担とする旨の上申書を提出した場合、家庭裁判所が認める場合があります。



支援方法

あんしんセンター・支援者

- 申立類型・支援内容の検討
- 申立書記載例に基づき説明

弁護士・司法書士

- 申立書類作成を依頼(委任費用:19頁参照)

●受理面接の予約をします

本人が実際に住んでいるところ(住民票上の住所ではありません)を管轄する家庭裁判所に電話連絡し、事前に面接日の予約をします。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合(33頁)

●受理面接(面談)

申立人、後見人等候補者、(出席が可能であれば)本人と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。



支援方法

あんしんセンター

- 後見人等候補者が市民後見人の場合は、受理面接に同席

●審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況や親族の意向など詳しい事情を関係者から聴取します。

補助の場合や代理権・同意権を付与する申立てをした場合、申立てに対する本人の同意を確認します。

●鑑定

後見・保佐の申立てをする場合、本人の判断能力についてより正確に把握する必要があるときは、医師による精神鑑定を行う場合があります。

5 審判・登記

●審判

家庭裁判所が成年後見人等の選任をします(審判書が、申立人、本人、後見人等に通知されます)。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

●審判確定

後見人等が審判書を受領後、**2週間以内に不服申立て**がなかった場合、審判が確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族(申立人を除く)は、この2週間の間に不服申立て(即時抗告)の手続きをとることができます。ただし、誰を後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

●後見登記

確定後、家庭裁判所から東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から**10日前後で登記完了**の通知が来ます。法務局で「登記事項証明書」を取得し、ここから後見人としての活動がスタートします。

●事務報告書(就職時)の提出

確定通知が届いてから1か月以内に家庭裁判所へ事務報告書(就職時)、財産目録及び本人収支表を提出します。

登記されていないことの証明書の取得

【交付請求できる方】

本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等(運転免許証など本人確認できる資料の提示・提出が必要)

【証明書交付手数料】

登記されていないことの証明書 1通300円
登記事項の証明書 1通550円

【窓口での請求】

最寄りの法務局の本局(出張所は不可)の戸籍課で交付を受けることができます(下記持参)。

- 請求者の本人確認できる資料
- 請求者の印鑑
- 親族関係を証する戸籍謄本や住民票(配偶者や4親等内の親族の場合)

【郵送での請求】

東京法務局あて下記の書類を郵送し交付請求します(約1週間~10日程度かかります)。

- 申請書(収入印紙(手数料)を貼る)
 - 本人確認できる資料のコピー
 - 親族関係を証する戸籍謄本や住民票(配偶者や4親等内の親族の場合)
 - 返信用の封筒(切手を貼り、あて名を記載した長3サイズの封筒)
- ※申請書は東京法務局のホームページからダウンロードできます。

【申請書送付先】

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎4階
東京法務局民事行政部後見登録課

4 任意後見制度の手続きの流れ

1 検討

●任意後見人をお願いする人を検討します

【任意後見人になれる人】

成人であれば、だれでも任意後見人になることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

※契約時に適切な任意後見人候補者がいない場合、専門家の団体等から紹介してもらうこともできます(28頁)。

●任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者(将来任意後見人になる人)との話し合いにより、委任する内容を決めます。委任者の意思能力がなくなっても委任する内容は有効となります。

【委任する内容等】

- 財産管理に関すること
- 身上監護に関すること
- 任意後見人に支払う報酬(金額は本人との契約により決定します) など

2 契約

●任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です(出張費別途有料)。

【必要な書類】

- ①戸籍謄本(本人)
- ②住民票(本人・任意後見受任者)
- ③印鑑登録証明書(本人・任意後見受任者)
- ④その他(診断書や財産目録等が必要な場合もあります)

※法人の場合は、印鑑登録証明書、登記事項証明書が必要となります。

【任意後見契約にかかる費用】 約15,000円

- ①公正証書作成の基本手数料 11,000円
- ②登記嘱託手数料 1,400円
- ③法務局に納付する印紙代 2,600円
- ④その他(証書代、登記嘱託書郵送用切手代など)

●任意後見契約の登記

公正証書により任意後見契約を結ぶと、誰が誰にどのような代理権を与えたかという契約内容が、公証人の嘱託により法務局に登記されます。登記が完了すると、任意後見受任者の氏名や代理権の範囲などを記載した「登記事項証明書」を取得することができます。

本人の判断能力が不十分になった場合



本人の判断能力の低下を適切に判断するために…

適切な時期に任意後見監督人の選任申立てを行うためには、定期的に本人と接触しその生活状況や健康状況を把握しておく必要があります。日ごろ本人と交流がない人が任意後見受任者になった場合、本人の判断能力の低下を見逃さないよう見守り契約を同時に契約するなど注意と工夫が必要です。

【見守り契約】(任意後見契約と併用)

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。任意後見契約と見守り契約を併用して利用することで、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てができるようになります。任意後見が始まると本契約は終了します。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。

【財産管理委任契約】

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任するものです。

契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、開始時期や内容も自由に決めることができます。

財産管理委任契約は、判断能力の低下がない場合でも利用できます。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。



3 申立ての準備

●任意後見監督人の選任申立てに必要な準備をします

本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見人監督人選任の申立てをします。

なお、申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りではありません。

【申立てをすることができる人】

- 本人、配偶者、4親等内の親族
- 任意後見受任者 など

【申立てに必要な書類】

- ① 申立書
- ② 親族関係図
- ③ 財産目録、本人収支表
- ④ 診断書・診断書附票
- ⑤ 戸籍謄本
- ⑥ 任意後見登記事項証明書
- ⑦ 任意後見契約公正証書の写し
- ⑧ 本人の財産や収支に関する資料
- ⑨ その他（印鑑等）

※任意後見監督人候補者がいる場合は、候補者の戸籍等が必要です

※戸籍謄本などは原則3か月以内に発行されたものが必要です。

【任意後見監督人選任申立てにかかる費用】 約4,500円

- ① 収入印紙 800円
- ② 登記嘱託手数料 1,400円
- ③ 郵便切手 2,302円

4 申立て・審問・調査

●任意後見監督人の選任申立てをします

本人が実際に住んでいるところ（住民票上の住所ではありません）を管轄する家庭裁判所に電話連絡し、事前に面接日の予約をします。

※名古屋家庭裁判所後見センターの場合（33頁）

●受理面接（面談）

申立人、任意後見受任者、（出席が可能であれば）本人、監督人候補者等と面接を行い、申立書類の確認や状況の確認をします。

●審問・調査

家庭裁判所の調査官が、本人の状況など詳しい事情を関係者から聴取します。

5 審判・登記

●審判・確定

家庭裁判所が任意後見監督人を選任します（審判書が、申立人、本人、任意後見人、任意後見監督人に通知されます）。

●後見登記

審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。確定から10日前後で登記完了の通知が来ます。

任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、委任後見契約の内容に基づいて支援をします。

任意後見人の職務について、任意後見監督人を通じて家庭裁判所に報告します。

【公正証書遺言】

公正証書遺言は、公証役場にて遺言内容を公証人に口授し、公証人が証書を作成します。公証役場に出向くことが困難な場合は、公証人が出張して作成することも可能です。

また、遺言内容を確認する証人2人の立会いが必要ですが、適当な証人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうこともできます。

証書の原本は公証役場に保管され、自筆証書遺言や秘密証書遺言のように家庭裁判所での検認は不要のためスムーズに遺産分割ができます。

死亡後に自分の希望を確実に試行してもらうために、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続財産の金額等によって異なります。

【死後事務委任契約】

成年後見人等や任意後見人の職務は、本人の死亡により終了します。

死後事務委任契約は、本人が亡くなったあとの諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片づけなどの事務を第三者に委任するものです。

きちんと契約が履行されるために、公正証書にするのが望ましいとされています。

費用は、依頼する内容や人によって異なります。



5 申立てに必要な書類一覧 (チェックリスト)

種 類	名 称	
申 立 書 類	<input type="checkbox"/> 診断書・診断書附票・鑑定連絡票 (名古屋市愛護手帳 判定1度・2度、愛知県療育手帳 判定Aの場合は不要) <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 代理権・同意権付与申立書及び行為目録 (保佐・補助の場合) <input type="checkbox"/> 本人に関する照会書 ※本人の配偶者・親・子 (子がない場合は兄弟姉妹) から申立てに対する賛否の意見を記載する欄があるため確認する必要があります。 <input type="checkbox"/> 財産目録 (本人に相続予定物件がある場合は、遺産目録も) <input type="checkbox"/> 本人予算収支表 <input type="checkbox"/> 親族関係図 <input type="checkbox"/> 候補者に関する照会書	
添 付 書 類	(本 人 の)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (全部事項証明書) ※本人と申立人の親族関係がわかる戸籍謄本が必要 <input type="checkbox"/> 住民票 (世帯) 又は戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書
	(候 補 者 の)	<input type="checkbox"/> 住民票 (世帯) 又は戸籍の附票
本人についての資料	【財産関係】	
	(1) 不動産	<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 固定資産税評価証明書 } 売却を予定している不動産については両方 (↑固定資産税納税通知書の北°-でも可)
	(2) 預貯金	<input type="checkbox"/> 通帳の北°- (過去1年分) <input type="checkbox"/> 証書の北°- <input type="checkbox"/> その他
	(3) 有価証券・株式	<input type="checkbox"/> 証券 (取引残高明細書) の北°-
	(4) 保険	<input type="checkbox"/> 保険証券の北°-
	(5) 負債	<input type="checkbox"/> 負債の具体的な内容を示す資料の北°-
	(6) 収入	<input type="checkbox"/> 年金通知の北°- <input type="checkbox"/> 確定申告書の北°- <input type="checkbox"/> その他
	(7) 支出	<input type="checkbox"/> 医療費や施設利用料の領収書の北°- (直近1か月分) <input type="checkbox"/> 税金・社会保険の納付通知書の北°- <input type="checkbox"/> 請求書等の北°- <input type="checkbox"/> その他
【健康状態資料】	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の北°- <input type="checkbox"/> 愛護手帳の北°- <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳の北°- <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の北°-	
裁判所に納める費用 (※金額は消費税の増税等により変更される場合があります。)	<input type="checkbox"/> 収入印紙 (申立費用)	後見・保佐・補助開始 800円 同意権付与 800円 代理権付与 800円
	<input type="checkbox"/> 収入印紙 (登記嘱託費用)	2,600円
	<input type="checkbox"/> 郵便切手	2,942~4,014円 (内訳) 310円×3枚 82円×10枚 10円×10枚 2円×10枚 1,072円× (後見開始1組、保佐・補助開始2組)
	<input type="checkbox"/> 鑑定料 (必要がある場合)	5~10万円程度
そ の 他	<input type="checkbox"/> 印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参)	



※名古屋家庭裁判所ホームページからダウンロードすることができます

申立書

※ 申立後は家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

後見 保佐 補助 開始申立書

(この欄に収入印紙を貼る。)

後見又は保佐開始のとき 800円分
 保佐又は補助開始と同様の場合 1600円分
 保佐又は補助開始十代理の場合 1600円分
 保佐又は補助開始十代理の場合 2400円分

収入印紙	円
予納額戻り手	円
予納額証明印紙	2600円

家庭裁判所 申立人の
 支部 御中 署名押印
 平成 年 月 日 又は記名押印

申立住所 千 一
 電話 ()
 日中連絡可能な電話番号
 携帯 ()
 勤務先 () 勤務先名
 (※ 裁判所名で電話しても よい・差し支える)

フリガナ 大正 昭和 平成
 氏名 年 月 日生

本人との関係 本人 配偶者 親 子 兄弟姉妹 その他の親族(続柄)
 法定後見人等 任意後見人等 市町村長

住民票上の住所 千 一
 ※ 病院や施設の場合は所在地と名称を記載してください。

実際に住んでいる住所 電話 () 携帯 ()
 フリガナ 明治 大正 昭和 平成
 氏名 年 月 日生

職業

※ 太枠の中を記入してください。該当する部分の口にレ点を加えてください。

申立 てる の 趣 旨

本人について 後見 保佐 補助 を開始するとの審判を求める。

申立 てる の 実 情

財産の管理
 預貯金の払出し、解約
 保険金の受領
 遺産分割
 交通事故の示談等
 不動産処分 (売却 賃貸 抵当権の設定)
 施設 (病院) 入所 (入院) の契約締結
 裁判所の手続 (相続放棄 訴訟 調停 自己破産)
 訪問販売等の契約の取消し
 その他 ()
 (具体的な事情を記載してください。)

候補者について 申立人の選任を希望 (以下の候補者欄は記載不要)
 下記の方の選任を希望
 裁判所の選任する第三者を希望 (以下の候補者欄は記載不要)

候補者住所 千 一
 電話 () 携帯 ()
 フリガナ 大正 昭和 平成
 氏名 年 月 日生

本人との関係 配偶者 親 子 兄弟姉妹 その他の親族(続柄)
 弁護士 法人 司法書士 その他 ()

II 成年後見制度の概要

財産目録

4 不動産 (法定資産評価証明書を添付してください。コピーでも結構です。)

種別	所在地	現状・用途
1 <input type="checkbox"/> 土地		
2 <input type="checkbox"/> 建物		
3 <input type="checkbox"/> 土地		
4 <input type="checkbox"/> 建物		
5 <input type="checkbox"/> 土地		
6 <input type="checkbox"/> 建物		
7 <input type="checkbox"/> 土地		
8 <input type="checkbox"/> 建物		

2 生命保険・損害保険等 (証券のコピーを添付してください。)

※ 契約者または受益人が本人である契約を記載してください。

種別	保険会社	種別	契約者	受益人	保管者	備考
1						
2						
3						
4						
5						

財産目録 (本人氏名)

1 現金・預貯金・債券 (優先債・劣後債を含む)
 ※ 専断預貯金や定期預金は「専」に○印を、定期預貯金や定期貯蓄金は「定」に○印を、
 国債・県債・市債等は「国」に○印を添付してください。
 また、満期や償還の日に、添付してください。
 なお、1項目は複数ですが、複数項目はできるだけ少額にしてください。

種別	1	2	3	4	5	合計
金融機関名 (支店名)						
口座番号						
保管者						
種別						
債権種類	円	円	円	円	円	円
※ (注)	円	円	円	円	円	円
定期預金	円	円	円	円	円	円
国債等	円	円	円	円	円	円
は経過の	円	円	円	円	円	円
記載で結	円	円	円	円	円	円
構です。	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円
備考						

5 本人の債務 (債
 (契約書等の債務の
 債権者名)

種別	1	2	3	4	5	合計
1						
2						
3						
4						
5						

本人予算収支表

平成 年 月 日作成

本人予算収支表 (1か月あたりの収支の概算を記載してください。)

各種収入	月 額	備 考
給与		
年金 ()		
年金 ()		
賃料収入		
その他 ()		
その他 ()		
その他 ()		
収入合計 (月額)	月額	円 …①

各種支出	月 額	備 考
医療費 (入院費・通院費)		
施設使用料		
所得税		
住民税		
固定資産税		
社会保険料		
介護保険料		
生活費 (食費等)		
生命保険料		
損害保険料		
負債の返済		
その他 ()		
その他 ()		
その他 ()		
支出合計 (月額)	月額	円 …②

※収入①－支出②＝月額 (＋・－) 円 …③
 ※年額 (③の12倍) (＋・－) 円

6 成年後見制度にかかる費用・助成

成年後見申立てにかかる費用

① 申立費用

	名 称	取得先	金 額
事前準備で 必要な費用	本人の「戸籍謄本(全部事項証明書)」	本籍地市町村役場	450円
	本人の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	300円
	本人の「登記されていないことの証明書」	法務局	300円
	候補者の「住民票」又は「戸籍の附票」	住所地又は本籍地市町村役場	300円
	診断書	医療機関	3,000～5,000円程度
家庭裁判所に 納める費用 (※金額は消費 税の増税等によ り変更される場 合があります。)	収入印紙(申立費用) 後見開始 800円 保佐・補助開始+代理権付与 1,600円 補助開始+同意権付与 1,600円 補助開始+代理権付与+同意権付与 2,400円		800～2,400円
	収入印紙(登記嘱託費用)		2,600円
	郵便切手 後見開始 2,942円 保佐・補助開始 4,014円		2,942～4,014円
	鑑定料(必要がある場合)		5～10万円程度

合計 約65,000円

(鑑定がない場合 約15,000円)

※住民票や戸籍謄本発行手数料は市町村によって異なります。

※鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

※原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とする旨の上申書を提出した場合、家庭裁判所が本人の負担とする審判をすることがあります。

② 申立ての代理及び申立書類作成委託料

本人や配偶者、4親等内の親族で申立てや申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に有料で依頼することもできます(約10～20万円)。ただし、依頼する弁護士・司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前にご確認ください。

上記①の「申立費用」は別途必要な場合もあります。

職 能	団 体 名	電話番号	内 容
弁護士	愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター アイズ」	203-2677	申立ての代理
司法書士	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部 (愛知県司法書士会内)	683-6696	申立書類の作成 及び提出の代行



③ 後見人等に対する報酬

報酬は、成年後見人等がその職についてから約1年経過後に、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行い審判で決定されます。

報酬額は、対象期間中の後見等の事務内容や被後見人等の財産の内容等を考慮して家庭裁判所が決定をし、本人の財産の中から支払われることとなります。なお、成年後見人等が複数の場合は、分掌事務の内容に応じて按分されます。また、親族であっても報酬付与の申立てをすることはできませんが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

本人の財産状況から報酬を負担することが困難な場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成を受けることもできます(21号参照)。

任意後見人の報酬額や支払い方法は、法定後見制度と異なり、家庭裁判所ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、家庭裁判所が審判によって報酬額を決定します。

名古屋市における市民後見人は、報酬付与の審判申立ては行わないことを前提としています。交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人等の財産から支払われます。

成年後見人等の報酬額

★下記の金額はあくまでも目安であり、実際の金額は家庭裁判所が決定します。

【基本報酬】

管理財産の種類、事務の難易、監護の程度、事務の遂行状況により、報酬額を修正する場合があります。

ア. 成年後見人、継続管理行為を行っている保佐人・補助人

管理財産額	基本報酬額
1000万円未満	月額 1万～2万円
1000万円以上～5000万円未満	月額 2万5000円～3万円
5000万円以上	月額 4万～5万円

イ. 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

管理財産額	基本報酬額
5000万円未満	月額 1万～1万5000円
5000万円以上	月額 2万円

ウ. ア以外の保佐人・補助人、任意後見監督人

管理財産額	基本報酬額
—	月額 1万円

エ. 任意後見人

管理財産額	基本報酬額
—	本人との契約により決定

【付加報酬】

成年後見人等の後見等事務において、特別の権利の行使、権利の存否の確定や財産の換価等を行い、被後見人の財産を増加させた場合又は減少を免れた場合には、相当額の報酬を付加されることがあります。

(例) 訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却 など

成年後見申立てにかかる費用の立替・助成

民事法律扶助（費用の立替）

経済的にお困りの方については、日本司法支援センター（法テラス）において、申立費用や弁護士等への申立書作成委託料などの立替えを行う「民事法律扶助」の制度を利用できる場合があります。

日本司法支援センター 法テラス

■ 法テラス・サポートダイヤル おなやみなし 電話 0570-078374（月～金曜日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）

■ 法テラス愛知 電話 0503383-5460（月～金曜日 9:00～17:00、祝日を除く）

住所 名古屋市中区栄四丁目1番8号 栄サンシティビル15階

成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）

本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図る事業です。

要件区分	助成区分	申立費用の助成	後見人等の報酬の助成
申請者		◎申立人	◎被後見人等（後見人等の代理申請が可能）
申請時期		後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後
助成対象となる経費		◎申立費用 ①申立手数料（収入印紙代） ②登記手数料（収入印紙代） ③郵便切手代 ④鑑定費用 ⑤申立書の添付書類の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要した費用） ＊①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等の報酬 ＊家庭裁判所が審判した額 ＊上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて月額28,000円 ＊後見人等及び後見監督人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は助成対象となりません。
助成対象となる要件		被後見人等（申立費用の助成の場合には、被後見人及び申立人）が下記の（1）から（3）のいずれかに該当する場合に助成の対象となります。 （1）生活保護を受給している方 （2）中国残留邦人等支援給付を受けている方 （3）以下の①から④のすべてを満たす方 ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない	
申請先・問合せ先		お住まいの区の区役所福祉課福祉係（29頁参照）	

III

市民後見人とは

市民後見人とは、養成の流れ

市民後見人の受任事案の想定、支援・監督

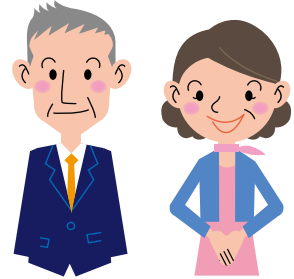
市民後見人の活動・声

(参考) 専門職が選任された事例

“市民後見人”とは？ “市民後見人”への支援・監督

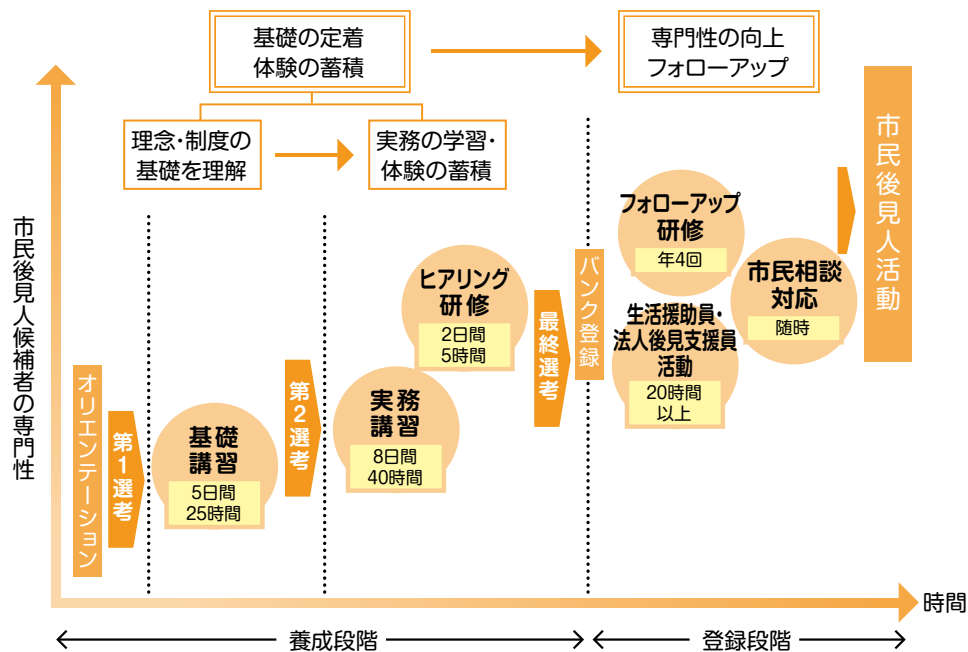
“市民後見人”とは？

名古屋市成年後見あんしんセンターでは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない方を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成をしています。



- ★市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のことです。
- ★市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行います。
- ★市民後見人は、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に主体的に参画する人材として期待されています。
- ★名古屋市においては、市民後見人はセンターが主催する「市民後見人候補者養成研修」を受講し、「市民後見人候補者バンク」に登録後、家庭裁判所からの選任を受け後見人としての活動が始まります。
- ★市民後見人が適切な後見業務が行えるよう名古屋市社会福祉協議会が成年後見監督人に就任し、市民後見人の活動を支援しています。
- ★市民後見人は、報酬付与の審判申立ては行わないことを前提としています。交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人の資産から支払われます。

●市民後見人候補者養成の流れ



約半年間の養成研修を受講後、選考の上、市民後見人候補者バンクに登録します。
登録後も生活援助員等の活動や継続したフォローアップ研修を受講し、さらに専門性を高めます。



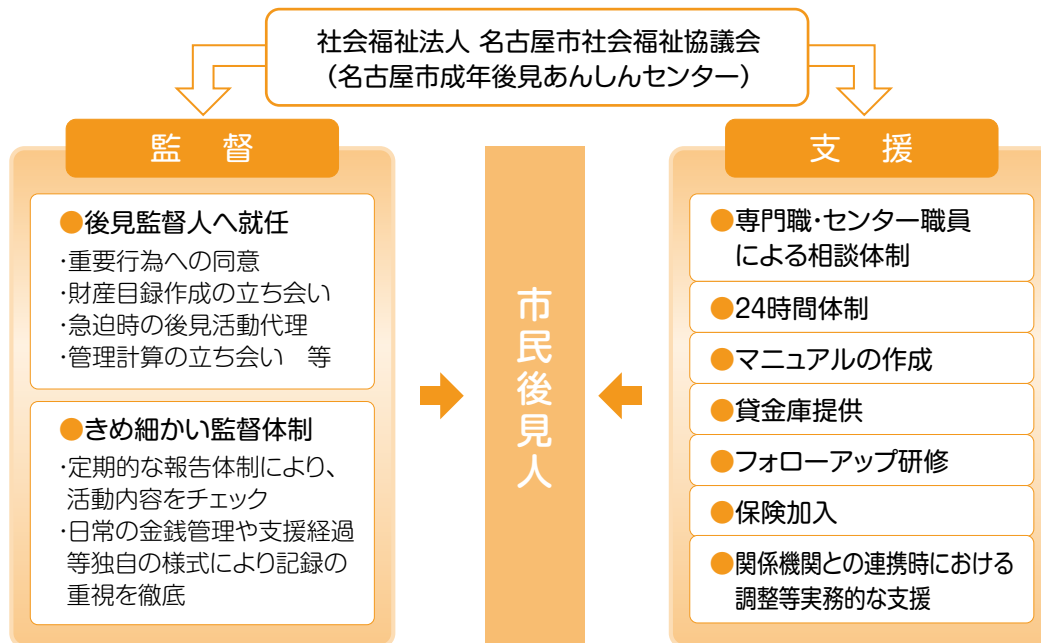
●市民後見人の受任事案の想定

項目	本人状況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの
居住状況	安定的な居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上監護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

市民後見人は“**後見類型**”の方を対象に支援を行っています。

あんしんセンター職員が本人や関係機関と面談し状況確認のうえ、市民後見人受任が適当か判断するサポート委員会で最終的に判断をします。

“市民後見人”への支援・監督



市民後見人の養成をした社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会(名古屋市成年後見あんしんセンター)が成年後見監督人に就任し、監督をすると同時に市民後見人の活動を支援します。

“市民後見人”の活動

●在宅生活から医療機関・施設入所へつないだ事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市
成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は長く自宅でひとり暮らしをしてきましたが、認知症状が見られるようになり、生活費の管理もできなくなっていました。

支援が必要な状況でしたが、判断能力の低下から介護保険サービスの利用を拒み、地域の方の差し入れなどで何とか生活を維持していましたが、徘徊も見られるようになり医療機関の受診や施設入所の検討が必要になりました。

市民後見人が選任され、入院の手続きや施設の申込み及び契約手続きを行い、現在は特別養護老人ホームで落ち着いた生活をされています。

入所後も、週1回程度施設で本人と面談し、施設利用料の支払い、ケアプランの確認・同意などの後見業務を行っています。

【市民後見人の声】

ご本人の変化に気づけるよう週1回施設を訪問しています。
ご本人の希望を施設の職員の方に伝えたり、必要なものはないかなど確認をしています。



●日常生活自立支援事業の利用が困難で成年後見へつながった事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市
成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は介護保険サービスを利用しながら、ひとり暮らしをしています。認知症による判断能力の低下から、通帳・印鑑の紛失やキャッシュカードの暗証番号を忘れ、生活費の出金ができなくなる等金銭管理に支障をきたしていました。

支援者は日常生活自立支援事業の利用も検討しましたが、契約能力が不十分であったことと本人が利用意向を示すことができなかったため、成年後見制度の申立てを行うことになりました。

市民後見人が選任され、通帳の再発行手続きを行い、週1回生活費をこまめに届けています。
ケアマネジャーを始め、ヘルパー等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行っています。

【市民後見人の声】

住み慣れた地域で長く暮らせるように、少しでもお手伝いできたと思って市民後見人になりました。
責任の重い活動ですが、ご本人の思いに寄り添って活動したいと思っています。





●高齢になった支援者から支援を引き継いだ事例

本人の状況： 知的障害者 申立人： 名古屋市
成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は知人が親代わりとなり入所の契約や金銭管理等の支援を受けながら、施設で生活をしてこられました。支援者である知人も高齢になり、健康に不安がみられるようになったため、本人の代理人として継続した支援ができる成年後見人が必要となりました。

市民後見人が選任され、知人から金銭管理を引き継ぎ、週1回程度施設で本人と面談し、長年の支援者である知人と役割分担をしながら、被後見人の支援をしています。

【市民後見人の声】

意思表示が難しい方ですが、ただ黙ってそばにいてくれるだけでもいいと思って訪問を続けています。手を握ってコミュニケーションをとったり、歌を歌ったりしています。



●在宅生活をネットワークの一員となって支援した事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市
成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は在宅でひとり暮らしをしていますが、認知症により短期記憶の低下が見られ、通帳を紛失し再発行等の手続きを自分ですることもできず、年金が全く出金できない状態でした。

食事も思うようにとれておらず、衰弱していましたが、生活保護費を一時的に現金で受け取り、ケアマネジャーやヘルパーが関わることにより生活が維持されていました。現在は、市民後見人が適切に金銭管理を行っています。また、市民後見人が週1回訪問し、支援者の一員として見守りを続けています。

【市民後見人の声】

どんなときも「本人の立場になって考える」ことを心がけています。同じ地域で暮らす市民ならではのメリットも生かし、その方らしく暮らせるように、人生の伴走者として寄り添いたいと思っています。



●家財処分・居住用不動産処分を支援した事例

本人の状況： 認知症高齢者 申立人： 名古屋市
成年後見人： 市民後見人 成年後見監督人： 名古屋市社会福祉協議会

ご本人は認知症の進行が見られ、在宅でのひとり暮らしが困難な状況になり、特別養護老人ホームに措置入所しました。その後、成年後見人として市民後見人が選任され、契約による入所になりました。自宅のアパートがそのままになっていたため、家庭裁判所の許可を得て、家財処分や賃貸借契約の解約を行いました。家財処分の際、ご本人の写真や趣味の道具などは処分せず、施設訪問時に持参し、本人と写真を見ながら会話をしています。

【市民後見人の声】

もの忘れや判断能力の低下があっても、その時その時を笑って過ごせるように、ご本人に面会する時間を大切にしています。



専門職が選任された事例

●弁護士が成年後見人に選任された事例

80代の認知症の女性。ひとり暮らしをしていましたが、本人の年金は近くに住む息子が管理をしており、息子の生活費にも充てられていました。また、本人が理解できない状態で息子が年金担保による借入れをさせていることもわかりました。

支援者は長男に働きかけ、ヘルパーや配食サービス、日常生活自立支援事業による金銭管理サービス等を導入し、本人の生活を支援してきましたが、息子により通帳の発行が行われ、新たに年金担保による借入れがされていることが発覚しました。

日常生活自立支援事業での支援の範囲を超えており、経済的な虐待により本人の生活が困難な状況であると判断し、緊急ショートにより本人を保護。併せて市長申立てを行うことになりました。

経済的虐待による親族との調整も必要なことから弁護士が成年後見人に選任されました。



●弁護士が保佐人に選任され、日常生活自立支援事業と併用した事例

60代軽度の知的障害の男性。以前は自宅で母と二人で暮らしていましたが、母が高齢になり特別養護老人ホームに入所してからは、市内のケアホームに入所し、日常生活自立支援事業による金銭管理サービスを利用しながら生活していました。

特別養護老人ホームに入所していた母が亡くなり、相続手続きや今後自宅の維持が困難なことから売却も含めて検討する必要が出てきました。

本人は日常生活自立支援事業を利用していますが、相続手続きや不動産の売却等については日常生活自立支援事業の支援の範囲を超えるものであるため、成年後見の申立てが必要と判断されました。

また、申立てにあたっては、母以外に親族はなく、本人申立ては困難であるという判断から、市長申立てを行うことになりました。

相続手続きや自宅の売却については弁護士が保佐人に選任され対応することになりました。

日常的な金銭管理については、以前から日常生活自立支援事業を利用しており、担当者と本人との信頼関係も築かれていたため、引き続き日常生活自立支援事業で対応することになりました。

●司法書士が高齢の親族と複数で成年後見人に選任された事例

80歳代のご本人は、40歳代の知的障害がある娘が一人おり、昨年、妻を亡くしました。

自分がしっかりしている間は、自分が娘の面倒をみていきたいと思っていますが、自分の亡き後、または自分が認知症等になってしまった場合、娘のことが心配であるとのことでした。

また、近くに親族はおらず、頼れる方がいない状態でした。

娘さんについて、後見の開始申立てをし、父親である本人と司法書士が複数で後見人となりました。父親の判断能力が十分な間は主に父親が後見業務を行い、万一、父親が亡くなられた場合には、司法書士が引き続き後見業務を行っていくこととし、また、父親が認知症となってしまった場合に備えて、ご本人は司法書士と任意後見契約を締結しました。



● 親族間の紛争により、司法書士が成年後見人に選任された事例

75歳の認知症のご本人は長男家族と同居していましたが、昨年ご主人を亡くし、遺産相続をする必要がありました。ご本人には認知症があり、銀行での手続きや不動産の名義変更等ができず、遺産分割に支障があったため、長男が成年後見を申立てることになりました。

長男は自分を後見人の候補者にして申立てをしましたが、ご本人には3人子どもがあり、他の兄弟は、亡父の介護を巡って意見が対立していたことや、長男が母の財産を流用していると不審に思っており、長男が後見人になることに反対の意思を表明したため、家庭裁判所は第三者として司法書士を後見人に選任しました。

● 社会福祉士が保佐人に選任された事例

精神障害を患う60代男性。ひとり暮らしをしており、定期的に精神科に通院し、デイケアに通いながら生活をしていました。

生活費の管理は自分でしていましたが、病状が不安定になることがあり、病状によっては生活費の管理も難しくなり、また本人に不利益な契約をしてしまうことが度々ありました。

本人の病状に合わせた保佐が必要であり、身上監護について、専門的知識を有する社会福祉士が保佐人に選任されました。

● 社会福祉士が成年後見人に選任された事例

本人は結婚歴もなく、長くひとり暮らしをしていましたが、認知症状が見られるようになり、低栄養・脱水状態から外出も思うようにできなくなっていました。

見かねた大家が食事を差し入れしていましたが、民生委員からいきいき支援センターに相談があり、ケアマネジャーも介入しました。

介護保険サービスの利用を開始したところ、体力は回復しましたが、幻聴や介護サービス拒否もみられ、判断能力の低下も著しく、金銭管理や各種契約行為ができない状態でした。

年金や預金があることは把握できましたが、口座を動かすことができないため、一時的に生活保護の現金支給を受け、生活を維持しており今後の金銭管理や介護サービス・施設等の契約のため、後見人が必要と判断されました。本人の認知症状から特に身上監護に配慮する必要があったため、成年後見人として社会福祉士が選任されました。

● 社会福祉士が親族の後任として成年後見人に選任された事例

知的障害がある50代女性。自宅で母親と同居し、作業所に通所しながら生活をしていました。

以前から母が成年後見人に選任されており、金銭管理や契約等はすべて成年後見人の母親が行っていましたが、高齢になり、介護を受けなければいけない状態となりました。

成年後見人としての金銭管理やその他後見業務を行うことが困難になっており、成年後見人として必要な家庭裁判所への報告書類の提出も思うようにできなくなっていました。

母は成年後見人を辞任し、後見業務は日常的な年金管理と、身上監護が中心であったため、後任の成年後見人として社会福祉士が選任されました。

IV

参 考 資 料

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度と日常生活自立支援事業の概要

成年後見制度に関する相談・問合せ

成年後見制度に関する相談・市民後見人に関すること

- 名古屋市成年後見あんしんセンター（平日9:00～17:00） 電話:052-856-3939

成年後見制度の申立て手続き・申立てセットの取得に関すること

- 名古屋家庭裁判所後見センター 名古屋市中区三の丸1-7-1 電話:052-223-2015
- 最高裁判所ホームページ(名古屋家庭裁判所) <http://www.courts.go.jp/nagoya-f/saiban/index.html>

後見登記に関すること

- 名古屋法務局 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 電話:052-952-8111 (代表)
- 東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階 電話:03-5213-1360
- 東京法務局ホームページ(成年後見登記) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

成年後見申立手続き支援に関すること

- 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」 電話:052-203-2677
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部(愛知県司法書士会内) 電話:052-683-6696

後見人等候補者の紹介に関すること

- 愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」(平日9:00～16:00) 電話:052-203-2677
- 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部(愛知県司法書士会内)(平日10:00～15:00) 電話:052-683-6696
- 愛知県社会福祉士会「愛知ばあとなあセンター」(平日10:00～17:00) 電話:052-264-0687

任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること

- 葵町公証役場 名古屋市中区東区代官町35-16 第一富士ビル3階 電話:052-931-0353 (代表)
- 熱田公証役場 名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階 電話:052-682-5973
- 名古屋駅前公証役場 名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル7階 電話:052-551-9737

申立て費用等の立替えに関すること

- 日本司法支援センター 法テラス
法テラス・サポートダイヤル:0570-078374 (平日9:00～21:00 土9:00～17:00)
法テラス愛知 電話:0503383-5460 (平日9:00～17:00、祝日を除く)
名古屋市中区栄四丁目1番8号 栄サンシティービル15階

日常生活自立支援事業に関すること

- 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター
東・北・西・中村・守山にお住まいの方は 北部事務所 電話:052-919-7584
中・熱田・中川・港・南区にお住まいの方は 南部事務所 電話:052-678-3030
千種・昭和・瑞穂・緑・名東・天白区にお住まいの方は 東部事務所 電話:052-803-6100



身寄りがない方などの市長申立てに関すること(区役所・保健所)

対 象	高齢者(認知症)	知的障害者	精神障害者
区役所・支所・保健所	福祉課福祉係	福祉課福祉係(障害)	保健所
千種	753-1834	753-1844	753-1981
東	934-1193	934-1182	934-1217
北	917-6533	917-6516	917-6553
(楠)	901-2269	901-2274	
西	523-4596	523-4585	523-4616
(山田)	501-4975	501-4977	
中村	453-5415	453-5368	481-2294
中	265-2321	265-2321	265-2261
昭和	735-3912	735-3893	735-3962
瑞穂	852-9394	852-9384	837-3267
熱田	683-9405	683-9917	683-9682
中川	363-4419	363-4403	363-4461
(富田)	301-8376	301-8378	
港	654-9691	654-9718	651-6509
(南陽)	301-8345	301-8348	
南	823-9411	823-9392	614-2812
守山	796-4607	796-4584	796-4622
(志段味)	736-2192	736-2193	
緑	625-3957	625-3956	891-3621
(徳重)	875-2207	875-2207	
名東	778-3009	778-3092	778-3112
天白	807-3887	807-3882	807-3910

成年後見制度に関する相談・問合せ

■ 高齢者の相談窓口（いきいき支援センター（地域包括支援センター））

区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階	781-8343 (781-8346)	上野、自由ヶ丘、大和、 千代田橋、東山、富士見台、 星ヶ丘、宮根
	分室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階	726-8944 (726-8966)	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町二丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530 (763-1547)	内山、千石、高見、田代、 千種、春岡、見付
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内	932-8236 (932-9311)	区内全域
	分室	東区矢田四丁目5-11 レジデンスアロー1階	711-6333 (711-6313)	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階	991-5432 (991-3501)	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内	915-7545 (915-2641)	味鏡、大杉、川中、金城、楠、 楠西、光城、清水、西味鏡、 如意
	分室	北区中味鏡三丁目414	902-7232 (902-7233)	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階	505-8343 (505-8345)	浮野、大野木、中小田井、 比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内	532-9079 (532-9020)	稲生、江西、榎、上名古屋、 児玉、栄生、城西、庄内、 那古野、幅下、枇杷島、 南押切
	分室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階	562-5775 (562-5776)	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町四丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内	486-2133 (483-3410)	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、 中村、日比津、ほのか
	分室	中村区稲葉地本通一丁目3 魚住稲葉地ビル西号室	412-3030 (412-3110)	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通一丁目14	483-6866 (483-6867)	岩塚、米野、笹島、千成、 八社、日吉、牧野、柳
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内	331-9674 (331-9953)	区内全域
	分室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階	262-2265 (262-2275)	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなかスクエア3階	861-9335 (861-9336)	伊勝、川原、滝川、広路、 八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内	884-5513 (883-2231)	御器所、松栄、白金、鶴舞、 吹上、村雲
	分室	昭和区阿由知通四丁目7 グローバル御器所2C	852-3355 (852-3344)	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町三丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内	858-4008 (841-4080)	汐路、豊岡、中根、弥富、 陽明
	分室	瑞穂区洲山町二丁目21 啓徳名古屋南ビル1階	851-0400 (851-0410)	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通一丁目18 シティアーク1階	872-1705 (872-1707)	井戸田、高田、穂波、堀田、 瑞穂、御劔



区	名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	担当地域 (小学校区名)
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内	671-3195 (671-4019)	区内全域
	分室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階	682-2522 (682-2505)	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通二丁目27 コーポ中野1階	354-8343 (354-8341)	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小城町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内	352-8258 (353-5879)	赤星、荒子、五反田、正色、 千音寺、戸田、豊治、長須賀、 西前田、野田、春田、万場、 明正
	分室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階	364-7273 (364-7271)	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568 (651-1167)	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町六丁目25	381-3260 (381-3261)	小碓、港西、正保、神宮寺、 高木、当知、南陽、西福田、 福田、福春、明德
	分室	港区知多二丁目2215 レープエル1階	309-7411 (309-7412)	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜本町112 桜台コーポ1階	811-9377 (811-9387)	大磯、春日野、菊住、桜、 伝馬、道德、豊田、明治、 呼続
	分室	南区道德通三丁目46	698-7370 (698-7380)	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通三丁目10 南区在宅サービスセンター内	819-5050 (823-2688)	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、 白水、宝南、星崎、笠東
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内	758-2013 (758-2015)	天子田、大森、大森北、小幡、 吉根、志段味西、志段味東、 下志段味、苗代、本地丘、 森孝西、森孝東
	分室	守山区吉根南1401	736-0080 (736-0081)	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411	758-5560 (758-5582)	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、 西城、甘軒家、二城、守山
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鹿山二丁目1-5 NTT鳴子ビル内	899-2002 (891-7640)	旭出、浦里、大清水、片平、 神の倉、熊の前、黒石、小坂、 常安、滝ノ水、戸笠、徳重、 長根台、鳴子、鳴海東部、 桃山
	分室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階	877-9001 (877-8841)	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038	624-8343 (624-8361)	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、 太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内	726-8777 (726-8776)	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、 本郷、豊が丘、蓬来
	分室	名東区明が丘124-2 GAZA藤が丘ビル2階 ※平成26年6月ビル名変更「ami ami annex 2階」	771-7785 (771-7702)	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘二丁目7 アーバンラフレ虹ヶ丘西2号棟	720-6121 (720-5400)	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、 西山、前山、牧の原、名東
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内	809-5555 (809-5551)	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、しまだ、高坂、原、 平針、平針北、平針南
	分室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階	808-5400 (808-5322)	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目801	839-3663 (839-3665)	大坪、表山、天白、野並、 八事東、山根

成年後見制度に関する相談・問合せ

■ 障害者の相談窓口（障害者基幹相談支援センター）

名 称		所 在 地	電話番号 (FAX番号)
千種区障害者基幹相談支援センター		千種区北千種二丁目1-44	711-2508 (711-2508)
東区障害者基幹相談支援センター	本部	東区筒井三丁目4-7	932-7584 (932-7585)
	サテライト	東区山口町3-17 ブレス名古屋徳川1A	325-6193 (325-6203)
北区障害者基幹相談支援センター		北区田幡一丁目11-31	910-3133 (916-3665)
西区障害者基幹相談支援センター	本部	西区中小田井五丁目38	504-2102 (502-5806)
	サテライト	西区上名古屋二丁目2-21 日商岩井第一城北ハイツ1階	528-3166 (528-3266)
中村区障害者基幹相談支援センター		中村区豊国通三丁目10	462-1500 (462-1399)
中区障害者基幹相談支援センター		中区大須四丁目10-85山村ビル1階	253-5855 (253-5856)
昭和区障害者基幹相談支援センター	本部	昭和区御器所通二丁目25-2	741-8800 (741-8930)
	サテライト	昭和区松風町二丁目28 ノーブル千賀1階	841-6677 (841-6622)
瑞穂区障害者基幹相談支援センター		瑞穂区弥富町月見ヶ岡5 NTT西日本八事ビル1階	835-3848 (835-3743)
熱田区障害者基幹相談支援センター	本部	熱田区森後町11-12	678-5505 (671-3124)
	サテライト	熱田区玉の井町9-30	682-7877 (681-7052)
中川区障害者基幹相談支援センター		中川区小本一丁目20-37	354-4521 (361-9883)
港区障害者基幹相談支援センター		港区港栄一丁目1-22 港栄店舗104号	653-2801 (651-7477)
南区障害者基幹相談支援センター	本部	南区寺部通3-8-1 レオテクノビル3階	822-3001 (746-0870)
	サテライト	南区西桜町31	883-9257 (883-9259)
守山区障害者基幹相談支援センター	本部	守山区下志段味穴が洞2266-250	737-0221 (736-0572)
	サテライト	守山区町北11-59	791-2170 (791-2170)
緑区障害者基幹相談支援センター		緑区鳴海町宿地37 シャルル鳴海1階西	629-6303 (629-6304)
名東区障害者基幹相談支援センター	本部	名東区社台三丁目109 第九ヤマケンビル2階	739-7524 (739-7524)
	サテライト	名東区勢子坊二丁目1303	702-2863 (701-2079)
天白区障害者基幹相談支援センター	本部	天白区原二丁目3511 ルミエール原1階	804-8587 (804-8585)
	サテライト	天白区八事山534	832-2151 (832-2152)



名古屋家庭裁判所 後見センター	
〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1 (1階)	電話番号 052-223-2015 (直通)

※いずれも**事前に電話で予約**をしたうえ、お越しいただくようお願いします。

	手続案内 (申立セット受取)	受理面接 (申立書提出)
実施日	月～金 (※祝日・年末年始を除く)	月～金 (※祝日・年末年始を除く)
実施時間	午前9時30分～、午前10時30分～ 午後1時30分～、午後2時30分～ 午後3時30分～	午前9時30分～、午後1時10分～、 午後3時10分～
必要な時間	約40分	約1～2時間
内容	一般的な手続の流れ (ビデオ視聴)、必要となる書類について案内	申立人・後見人候補者などの方から、お話をお伺いし、申立書類の確認や状況の確認をします。

名古屋法務局 (登記されていないことの証明書の取得)	
〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	電話番号 052-952-8111

IV
参考資料

[付近案内図]



交通案内

地下鉄名城線「市役所」駅 ⑤番出口から西へ徒歩5～10分
 市営バス (名駅14系統) 「名城病院」バス停から西へ徒歩5分
 市営バス (幹名駅1系統) 「外堀通 (西)」バス停から北へ徒歩5分

成年後見制度と 日常生活自立支援事業の概要



	成年後見制度		日常生活自立支援事業
	法定後見制度	任意後見制度	
概要	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の、財産管理や身上監護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重し、法律面や生活面で支援する。	十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理や身上監護等について代理権を与える契約を公正証書によって締結する。	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。
所管庁	法務省	法務省	厚生労働省
法的根拠	民法、家事事件手続法等	任意後見契約に関する法律	社会福祉法、厚生労働省通知等
対象者	精神上の障害により判断能力が <ul style="list-style-type: none"> 欠く状態にある人=後見 著しく不十分な人=保佐 不十分な人 =補助 	判断能力が十分な人	精神上の理由により判断能力が不十分な人(契約ができる程度) ※手帳等の保持者に限らない
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 (必要に応じ監督人を選任) ※複数可	任意後見人(申立てにより任意後見監督人が選任されると権限が与えられる)	名古屋市社会福祉協議会(障害者・高齢者権利擁護センター)職員及び法人の履行補助者として生活援助員
手続	家庭裁判所に申立て (本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等) ※本人の同意 後見・保佐=不要 補助=必要 家庭裁判所による後見人等の選任	公証役場にて本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て(本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者)	障害者・高齢者権利擁護センターに相談・申込み (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	医師の診断書を家庭裁判所に提出	契約の能力・意思・サービスの必要性について月1回サービス調整会議で審査・確認
契約の解除・取下げ	いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がないと取下げできない。成年後見人等が選任されてからは、本人の判断能力が回復しない限り、本人が死亡するまで責任を負う。	本人の意思によって契約を解除する場合は、公証人の認証が必要。変更する場合は、公正証書による。	本人の意思によって契約を終了することができる。
支援方法	○財産管理に関する法律行為 ○身上監護に関する法律行為 ◆代理権 後見…………… 財産に関するすべての法律行為 補助・保佐… 申立ての範囲内で与えられた法律行為 ◆同意権・取消権 後見… 日常生活に関する行為以外の行為 保佐… 民法13条第1項に定める所定の行為 補助… 家裁が定める「特定の法律行為」	○任意後見契約で締結している事務 ◆代理権 任意後見人が、任意後見契約で定められた事務の一部又は全部について、代理権を行使して事務を行う。 ◆同意権・取消権はない。 ※本人の意思を尊重するため、任意後見は法定後見に優先する。	○金銭管理サービス ●預貯金通帳の入出金 ●公共料金・福祉サービス利用料等の支払い ○財産保全サービス ●通帳や証書など重要な書類の保管 ○福祉サービスの利用援助 ○相談事業 ●生活相談 ●法律相談(要予約)
費用	○申立費用(申立人負担) 登記手数料、鑑定費用等 ○成年後見人等、監督人に対する報酬費用(本人の財産から負担) ※金額は家庭裁判所が決定 ○後見の事務に関する費用(本人の財産から負担)	○公正証書作成費用 手数料、印紙代等 ○任意後見人等への報酬 ※金額は契約の内容により決定	○契約締結までは無料 ○契約後の援助は利用者負担 金銭管理サービス 1回1,000円 財産保全サービス 月額250円
費用の減免又は助成	成年後見制度利用支援事業による助成	なし	生活保護受給者は無料(公費補助)

市民後見推進検討会

(職名・所属は平成26年3月31日現在)

氏名	職名	所属
◎朝倉 美江	教授	金城学院大学 人間科学部 コミュニティ福祉学科
○矢野 和雄	弁護士	愛知県弁護士会
名倉 勇一郎	司法書士	愛知県司法書士会
近藤 芳江	社会福祉士	愛知県社会福祉士会
米沢 順	相談支援専門員	森孝しぜんかん 相談支援事業所 サポートセンター サテライト
王子田 剛	相談支援専門員	東・守山障害者地域生活支援センター
野川 祐史	センター長	熱田区いきいき支援センター
榊原 昌志	係長	名古屋市健康福祉局地域ケア推進課 地域支援係
弘田 直紀	所長	名古屋市成年後見あんしんセンター
鈴木 伸	副所長	名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

◎委員長 ○副委員長

※敬称略

事務局		
平坂 義則	副所長	名古屋市成年後見あんしんセンター
不破 有紀子	主事	
神藤 幸美	主事	
伊藤 千花	生活相談員	
大村 ゆり	生活相談員	

平成26年4月

発行 / 名古屋市成年後見あんしんセンター・名古屋市

編著 / 名古屋市市民後見推進検討会

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号
TEL (052) 856-3939 FAX (052) 919-7585





交通案内 地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩5分

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市成年後見あんしんセンター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市総合社会福祉会館5階(北区総合庁舎)

電話 052-856-3939 FAX 052-919-7585

<http://nagoya-seinenkouken.jp/>